

公売財産明細書

売却区分番号	マツ 1	見 積 価 額	3, 540, 000 円
		公 売 保 証 金	360, 000 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
物件 1			
所 在 地 目 地 積	在 番 目 積	足柄上郡松田町松田惣領字観音道上 4 2 4 番 1 畑 1 9 7 m ²	
物件 2			
所 在 地 目 地 積	在 番 目 積	足柄上郡松田町松田惣領字観音道上 4 2 4 番 7 畑 1 9 7 m ²	
不動産の状況			
【位置・交通】 小田急小田原線「新松田駅」から南東方向へ約 5 0 0 m バス停「立花学園前」から徒歩 4 分			
【主な公法上の規制】 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%			
【接道状況】 接道なし（道路との間に他者所有の民地を挟む。参考・付近の道路は下記のとおり） 北側道路 幅員1.0m～2.0m町道19-3号線（建築基準法非該当） 南側道路 幅員4.0m 町道19-6-1号線（建築基準法第42条第 1 項第 1 号道路）			
【供給状況】 上水道：民地からの引込許可が必要 下水道：民地からの引込許可が必要 電気：民地からの引込許可が必要 ガス：プロパン			
【特記事項】 ・対象地内に建築する場合は南側の町道19-6-1号線から接道をとる必要があります。 ・農地であるため買受適格証明の提出を要します。 ・公売農地を耕作目的で取得する場合は、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願になります。買受適格証明書の発行は令和 8 年10月 9 日（金）までに松田町農業委員会へ申請が必要となります。 ・公売農地を農地以外の用途に転用する目的で取得する場合は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号目的の買受適格証明願になります。買受適格証明書の発行は令和 8 年10月30日（金）までに松田町農業委員会へ申請が必要となります。 農業委員会で審議した結果、適格者であると判断された場合は後日買受適格証明書の発行をします。即日交付できるものではありませんので、日程に余裕を持って申請してください。 申請手続き、申請書類等は事前に松田町農業委員会（電話：0465-83-1228）へご相談ください。 ・公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、松田町は担保責任を負わない。			
その他の事項	対象物件 1 ～ 2 は、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により行います。 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
問い合わせ先	足柄上郡松田町役場 税務課 電話 0465-83-1224（内線216）		

公売財産明細書

売却区分番号

マツ 1

[所在図]



[近隣図]



問い合わせ先

足柄上郡松田町役場 税務課

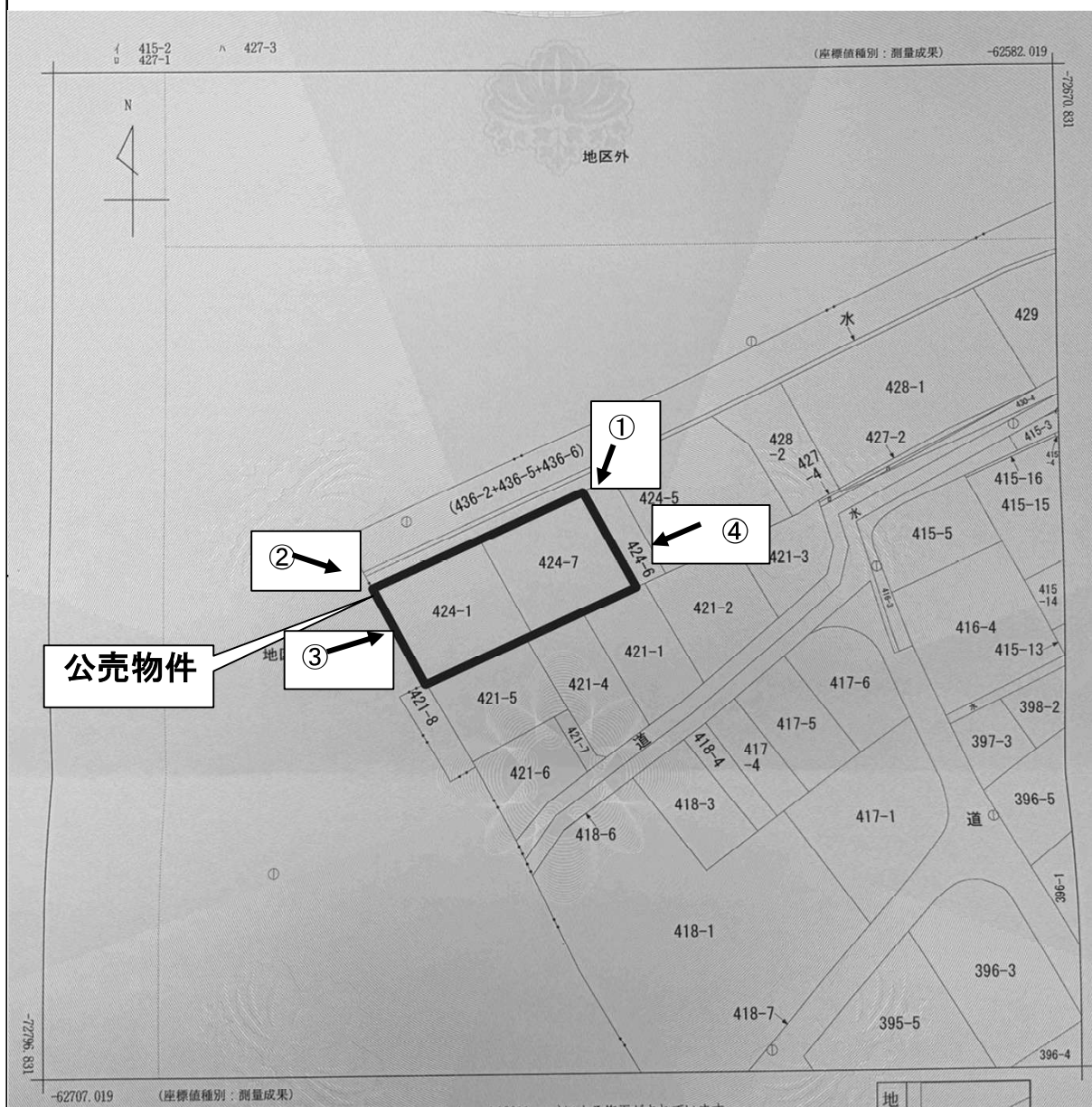
電話 0465-83-1224 (内線216)

公売財産明細書

壳却区分番号

マツ 1

[公囟]



問い合わせ先

足柄上郡松田町役場 税務課

電話 0465-83-1224 (内線216)

売却区分番号

マツ 1

[写 真]

①（物件北東側より撮影）



②（物件北西側より撮影）



問い合わせ先

足柄上郡松田町役場 税務課

電話 0465-83-1224（内線216）

公売財産明細書

売却区分番号

マツ 1

[写 真]

③（物件西側から東側を撮影）



④（物件東側から西側を撮影）



問い合わせ先

足柄上郡松田町役場 税務課

電話 0465-83-1224（内線216）